

介護保険料を年金から差し引かれている方へのお知らせ

問高齢福祉課(☎826-1111 内線2463)

介護保険料を年金から差し引かれている方(特別徴収)には、7月中旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

■年金からの差し引き

介護保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、7月に保険料額が決定するまでは、前年度2月の年金からの差し引き額と同じ額を「仮徴収」として納めていただきます。その後、年間の保険料確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を「本徴収」として納めていただくことになります。

■徴収額の変更による平準化(8月から)

収入の変動や、平成30年度の介護保険料を改定(基準額月額を5000円から5600円に)したことにより、仮徴収額と本徴収額に差が生じた方について、1年間を通じてできるだけ均等な額となるよう、8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。
※平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

【平準化参考例】平成30年度の介護保険料が60400円(第4段階)の場合

8月の仮徴収が増額変更になる方の例 - 前年度2月の納付額が3500円のとき -

(単位:円)

	仮徴収			本徴収			年間保険料
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平準化前	3500	3500	3500	16700	16600	16600	60400
平準化後	3500	3500	13300	13500	13300	13300	60400

前年度2月と同額

8月分から調整して、仮徴収と本徴収の納付額の差を小さくします。

※この例のほか、8月の納付額が、「減額変更」、「停止」されることもあります。

土浦日記!

5/25 東小学校田植え体験

地域の方々とのふれあいを大切に



東小学校の5年生が、学校伝統の田植え体験を行いました。慣れない田んぼに足をとられながらも、地域の方々にコツを教わりながら、丁寧に苗を植えました。秋の稲刈りまで、半年間の農業体験を通じて、作物を育てることの大変さ、大切さを学んでいきます。

5/26 水防訓練

水防体制を強化し出水期に備える



梅雨、台風などの出水期に備え、桜川河川敷で水防訓練が行われました。市消防本部や消防団、地域の自主防災組織などが、非常招集訓練、水防工法訓練、市消防本部特別救助隊による水難救助訓練など、本番さながらの様々な訓練を行い、水防体制の強化に努めました。